

# 横浜市保護施設管理規則 新旧対照表

改正:令和5年4月1日

改正箇所: 赤字部分

改正後			改正前		
(施設の使用定員) 第4条 施設の使用定員は、次のとおりとする。			(施設の使用定員) 第4条 施設の使用定員は、次のとおりとする。		
種類	名称	使用定員	種類	名称	使用定員
救護施設	横浜市浦舟園	100人	救護施設	横浜市浦舟園	100人
更生施設	横浜市中央浩生館	<span style="color: red;">60</span> 人	更生施設	横浜市中央浩生館	<span style="color: red;">68</span> 人